

岩倉市議会全員協議会等の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）第122条第8項の規定に基づき、岩倉市議会全員協議会、総務・産業建設常任委員会協議会、厚生・文教常任委員会協議会、財務常任委員会協議会、議会基本条例推進協議会、議会広報委員会及び公共施設再配置検討協議会（以下「協議会等」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(全員協議会の開催)

第2条 岩倉市議会全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期日に開催する。

- (1) 議会の閉会中 毎月20日（その日が岩倉市の休日を定める条例（平成3年岩倉市条例第1号）第1条第1項第1号及び第2号に該当する日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その日より前の日で週休日等に当たらない日）とする。ただし、議長が変更の必要があると判断したときは、議長が別に指定する日とする。
 - (2) 議会の開会中 議長が、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整（以下「協議等」という。）が必要であると判断したときにおいて指定する日
- 2 前項の議長の判断については、議会運営委員会に諮ることを必要とする。
 - 3 議員は、第1項に定める以外の期日において、全員協議会の開催が必要であると判断するときは、議長に対し、招集を要請することができる。
 - 4 議長は、前項の要請を受けたときは、議会運営委員会に諮り、全員協議会の開催の可否、期日等を定めるものとする。

(協議会等の招集)

第3条 協議会等の招集権者は、岩倉市議会会議規則別表に定める協議等を行う事項について、協議等が必要であると判断したときに招集する。

(招集権者の職務代行)

第4条 招集権者に事故があるとき又は招集権者が欠けたときは、当該協議会の副議長、副委員長又は副会長がその職を行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会等に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。